芦屋市こども基本条例（仮称）条例案について

○条例案作成に当たって

- 条例の規定は、親しみやすく、こどもにも伝わりやすいよう、「です・ます調」の口語体としています。
- 条例案では、条例要綱案に沿って「こども」を「18 歳未満の者」としています。他市の条例における定義の例を枠囲みで参考として示していますので、条例の対象となるこどもの範囲についてご確認ください。参考とした市の条例は、PDF ファイルでタブレットにも保存しています。
- 条例要綱案には「保護者」と「事業者」の定義がありませんでしたが、条例案では、それぞれの役割を規定するため、定義を加えています。また、「学校等」の定義についても、認定こども園や児童福祉施設などを加え、こどもが育ち、学び、生活する施設を具体的に示しています。
- 条例要綱案では、主体（主語）を明確にしていなかった項目についても、条例案では各条項の主体をできるだけ明確にし、誰が何をするのか、それぞれの役割が分かるように規定しています。
- 条例要綱案の「４　こどもの権利と意見の尊重」の４つ目に規定していた「市、教育委員会及び学校等は、こどもが自分の権利や相談先、助けを求めることができる場所を知り、自分に関わることやまちづくりに参加できる機会をつくる。」については、条例案では、第 10 条（相談・ＳＯＳ）と第 16 条（意見の反映、情報提供及び取組の見直し）に振り分け、相談できる環境を整えることや、こどもが意見を伝え、まちづくりに参加できる機会をつくることを具体的に規定しています。
- 条例案第 16 条では、こどもの意見を施策に生かすだけでなく、その反映状況や、反映しない場合の理由をこどもに分かりやすく伝えることも規定しています。
- 条例案では、規定の内容に応じて、文末の表現をおおむね次のように使い分けています。
  取組の実施などを定める規定：「～します」「～を行います」など
  努力義務を定める規定：「～するよう努めます」
  こどもの権利を定める規定：「～する権利があります」
- 基本理念やこどもの権利を定める規定では、誰が何をするかという実施主体を個別に列挙するよりも、こどもやこどもに関する取組を主語として、基本的な考え方や権利を分かりやすく示しています。
- 条例要綱案の「16　意見の反映、情報提供及び取組の見直し」に含まれていた取組の実施状況の確認や見直しについては、条例案では第 17 条として独立させ、毎年度の実施状況の確認と結果の公表、必要に応じた取組や条例の見直しを規定しています。

芦屋市こども基本条例（仮称）条例案

目　次

前文
第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　家庭で安心して育つ（第５条―第７条）
第３章　学校等で安心して学ぶ（第８条―第１０条）
第４章　地域で育ち、安全・安心に暮らす（第１１条―第１３条）
第５章　こどもを支える取組の推進（第１４条―第１７条）
附則

すべてのこどもたちへ

みなさんが、この世に生まれ、育ってくれることは、私たち大人や地域にとって何よりの喜びです。

みなさん一人ひとりは、かけがえのない存在です。だれもが生まれながらに大切な権利を持つ、権利の主体です。どのような違いや事情があっても差別されることなく、安心して生き、育ち、自分らしく過ごすことができます。

みなさんには、今の自分よりもっと成長したいという思いがあることでしょう。困ったときや迷ったときには、勇気を出して自分の思いや考えを伝えたり、周りのひとに助けを求めたりすることも大切です。うまくいくときも、うまくいかないときも、さまざまな経験を通じて成長していくみなさんを、私たちは応援します。

みなさんが、困っていることや悩んでいること、楽しいこと、やってみたいこと、学びたいことなど、自分の思いや意見を安心して伝えられるように、大人は、こどもの声に耳を傾け、対話し、こどもと一緒に考え、必要な支えをします。

みなさんは、家庭、学校、地域など、さまざまなひととの関わりの中で成長していきます。そして、まちの大切な一員です。みなさんが自分の思いや意見を伝え、まちづくりにも参加できるように、私たちはその機会を大切にします。

みなさんが、このまちで生活し、学びながら未来に夢や希望を見つけ、笑顔で安心して幸せを感じられるよう、家庭、学校、地域、市役所など、まちのみんなが力を合わせます。

一人ひとりの違いや個性が認められ、みなさんが自分らしく成長できる芦屋を目指して、こどもも大人も一緒に考え、行動していきます。

すべてのこどもが、一人のひととして尊重され、安心して自分らしく成長し、笑顔で暮らすことを実現するために、この条例を定めます。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、こどもの権利を守り、こどもが安心して育ち、自分らしく成長できるまちをつくるため、基本理念を定め、市、教育委員会、学校等、保護者、家庭、市民、地域団体、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、こどもに関する取組の基本となる事項を定めます。

（定義）

第２条　この条例で使う用語の意味は、次のとおりです。

(1)　こども　１８歳未満の者をいいます。

〔他市の規定例〕
・心身の発達の過程にある者をいいます。
（こども基本法第２条、富山県こどもまんなか条例第２条）
・18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であるもの
（春日井市こどもの権利条例第２条第１号）
・18 歳に満たない者をいう。なお、こどもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。
（東京都こども基本条例第２条）

⑵　市　芦屋市をいいます。
⑶　教育委員会　芦屋市教育委員会をいいます。
⑷　学校等　学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設その他こどもが育ち、学び、又は生活するために利用する施設をいいます。
⑸　保護者　親権を行うひと、未成年後見人その他こどもを現に監護するひとをいいます。
⑹　家庭　こどもが生活し、育つ場となる家族その他の生活の単位をいいます。
⑺　市民　市内で生活し、働き、学び、又は活動するひとをいいます。
⑻　地域団体　自治会、子ども会、青少年関係団体、スポーツ・文化団体その他地域において主として地域活動を行う団体をいいます。
⑼　事業者　市内で事業活動を行う個人、法人その他の団体をいいます。
⑽　関係機関　児童福祉、保健、医療、教育その他こどもの育ちや支援に関係する機関をいいます。

（基本理念）

第３条　こどもに関する取組は、こどもにとって最もよいことを第一に考え、次のことを基本として、社会全体で進めます。
⑴　こどもを権利の主体である一人のひととして尊重し、基本的人権を保障するとともに、差別的な扱いを受けることがないようにします。
⑵　こどもの年齢や発達の程度に応じて、こどもの思いや意見を聴き、その意見を大切にするとともに、こどもが社会の一員として参加する機会を確保します。
⑶　一人ひとりの違いや個性を尊重し、こどもが安心して自分らしく成長できるようにします。

（こどもの権利）

第４条　こどもは、一人のひととして尊重され、安心して生き、育ち、学び、遊び、休み、自分らしく生活する権利があります。
２　こどもは、自分に関わることについて、年齢や発達の程度に応じて意見を伝え、その意見を大切にされる権利があります。
３　こどもは、差別、暴力、虐待、いじめその他の権利を傷つける行為から守られ、必要な支援を受ける権利があります。

第２章　家庭で安心して育つ

（家庭での育ちと子育て支援）

第５条　家庭は、こどもが安心して育つための大切な場所です。保護者は、こどもの成長や発達を支え、こどもの権利を尊重するよう努めます。
２　市は、家庭が安心して子育てできるよう、必要な相談、情報提供その他の支援を行います。

（こどもの育ちを尊重する関わり）

第６条　保護者、学校等の関係者、市民、地域団体、事業者及び関係機関は、こどもの成長や発達には一人ひとり違いがあることを理解し、きょうだいやほかのこどもと比べるのではなく、そのこども自身の成長や変化を受け止めるよう努めます。

（家庭の孤立防止と社会全体での支援）

第７条　市は、家庭が孤立したり、子育て、教育や養育を家庭だけで抱え込んだりすることがないよう、相談しやすい環境を整え、必要な支援につなげます。

２　教育委員会、学校等及び関係機関は、家庭の状況に気を配り、必要に応じて市その他の関係機関と連携し、家庭が必要な支援につながるようにします。

３　保護者、市民、地域団体及び事業者は、家庭が孤立しないよう、地域での見守りや声かけなど、できる範囲で協力するよう努めます。

第３章　学校等で安心して学ぶ

（安心して学べる環境と多様な学び）

第８条　市、教育委員会及び学校等は、こどもが安心して学び、学校、幼稚園、保育所、認定こども園その他こどもが通い、又は生活する施設で安心して過ごすことができる環境を整えます。

２　市、教育委員会及び学校等は、こども一人ひとりに合ったさまざまな学び方や学ぶ場所を大切にし、多様な学びを支えるために必要な取組を進めます。

（いじめ・虐待等の防止と重大な事案への対応）

第９条　市、教育委員会、学校等及び関係機関は、いじめ、虐待その他こどもの権利を傷つける行為を防ぐとともに、これらの行為を受けているこどもや、そのおそれのあるこどもを早く把握し、必要な支援や対応につなげます。

２　市、教育委員会、学校等及び関係機関は、こどもの生命、心身又は権利に重大な影響を及ぼす事案が起きたときは、こどもの安全とプライバシーに配慮し、速やかに対応します。

３　市、教育委員会、学校等及び関係機関は、前項の事案について、必要な記録と情報共有を行い、こどもや保護者への説明に配慮するとともに、事案を検証し、再発を防ぐために必要な取組を行います。

（相談・ＳＯＳ）

第１０条　市、教育委員会及び学校等は、こどもが自分の権利について理解するとともに、相談先や助けを求めることができる場所を知り、困ったときや助けを求めたいときに安心して相談できる環境を整えます。

２　市、教育委員会、学校等及び関係機関は、相談を受けたときは、こどもの安全とプライバシーに配慮し、必要に応じて連携して、こどもが必要な支援を受けられるようにします。

３　市民その他相談窓口以外でこどもから相談を受けたひとは、こどもの安全とプライバシーに配慮し、必要に応じて市、学校等又は関係機関の相談窓口につなぐよう努めます。

第４章　地域で育ち、安全・安心に暮らす

（遊び・体験・居場所と芦屋とのつながり）

第１１条　市、教育委員会及び学校等は、こどもが遊び、スポーツをし、文化や自然に触れるなど、さまざまな体験をする機会や、安心して過ごせる居場所をつくるよう努めます。

２　市、教育委員会及び学校等は、家庭の状況その他の事情によって、こどもが遊び、スポーツ、文化活動や自然との触れ合いなどを体験する機会に差が生じないよう配慮します。

3　市、教育委員会及び学校等は、芦屋の歴史、文化、自然や地域のひととの触れ合いを通じて、こどもが芦屋とのつながりを感じられる機会を大切にします。
4　市民、地域団体及び事業者は、こどもの遊びや体験、居場所づくりなどに協力するよう努めます。

（地域のひととのつながりと地域全体での支援）

第１２条　こどもは、地域社会の一員として尊重され、地域のひとと関わり、さまざまな経験を通じて成長する機会を持つことができます。
2　市は、地域においてこどもが安心して人と関わり、必要な支援を受けられるよう、地域団体、事業者、関係機関等との連携を進めます。
3　教育委員会及び学校等は、家庭や地域とのつながりを大切にし、必要に応じて関係者と連携して、こどもの育ちを支えます。
4　保護者、市民、地域団体及び事業者は、こどもと関わり、こどもの育ちを支える取組に協力するよう努めます。
5　関係機関は、それぞれの専門性を生かし、必要に応じて連携して、こどもや家庭への支援につなげます。

（こどもの安全・安心と人権）

第１３条　市、教育委員会、学校等及び関係機関は、家庭、学校等や地域など、こどもが生活する場で、こどもの人権が尊重され、安全で安心して育ち、暮らせる環境を整えるために必要な取組を進めます。
2　市、教育委員会、学校等及び関係機関は、インターネット、ＳＮＳ、ゲームなどによるトラブル、交通事故、犯罪、災害その他こどもの安全を脅かす事態を防ぎ、こどもを守るために必要な取組を進めます。
3　保護者、市民、地域団体及び事業者は、こどもの安全と人権を尊重し、こどもが安全で安心して育ち、暮らせる環境づくりに協力するよう努めます。

第５章　こどもを支える取組の推進

（困難な状況にあるこどもへの支援）

第１４条　こどもは、置かれている状況、年齢、発達、障がい、家庭環境その他の事情にかかわらず、必要な支援を受けることができます。
2　市、教育委員会、学校等及び関係機関は、支援を必要とするこどもを早く把握し、こども本人の思いを尊重しながら、必要な支援につなげます。
3　市、教育委員会、学校等及び関係機関は、不登校、発達の特性、こころの健康、ヤングケアラー、経済的な困難その他こどもが置かれている状況に応じた支援を行います。

（市の責務と関係者の連携）

第１５条　市は、こどもの権利が守られ、こどもが安心して自分らしく成長できるよう、必要な施策を総合的かつ計画的に進めます。
2　市は、こどもに関する施策を進めるに当たり、教育委員会、学校等、家庭、市民、地域団体、事業者及び関係機関との連携を図ります。
3　教育委員会、学校等、家庭、市民、地域団体、事業者及び関係機関は、それぞれの役割に応じて、市が進めるこどもに関する取組に協力するよう努めます。

（意見の反映、情報提供及び取組の見直し）

第１６条　市は、こどもに関する施策を考え、実施し、評価するときは、こどもの年齢や発達の程度

に応じて、こどもが意見を伝えやすい方法で意見を聴き、その意見を施策に生かすよう努めます。

2　市は、こどもが自分に関わることやまちづくりに参加できる機会をつくるよう努めます。

条例要綱案の「4　こどもの権利と意見の尊重」では、こどもの参加機会をつくる主体を「市、教育委員会及び学校等」としています。一方、条例案第16条第2項では、主体を「市」としています。

・市の施策やまちづくりへの参加機会を主として想定するのであれば、現在の「市」のままでよいと考えます。

・学校等での意見表明や参加機会も明示するのであれば、第2項の主体を「市、教育委員会及び学校等」とする案も考えられます。

3　市は、こどもの意見を施策にどのように反映したかをこどもに分かりやすく伝えます。意見を施策に反映しない場合は、その理由をこどもに分かりやすく説明するよう努めます。

4　市は、こどもに関わる取組について、こどもの年齢や発達の程度に応じて分かりやすい言葉や表現を使い、理解しやすい方法で情報を伝えます。

5　市は、前各項の取組を行うときは、こどものプライバシーに配慮します。

（取組の確認及び見直し）

第１７条　市は、この条例に基づく取組の実施状況を毎年度確認し、その結果を公表するよう努めます。

2　市は、前項の確認結果や社会の状況の変化などを踏まえ、必要に応じて、この条例に基づく取組や条例の内容を見直します。

附　則

この条例は、令和　　年　　月　　日から施行します。